苫小牧市議会基本条例の構成図

前　文

第１章　総則

第1条　目的
　この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係その他の議会に関する基本的な事項を定め、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条　基本理念
　議会は、市民の負託を受けた議員で構成する市政における最高の意思決定機関として、議員の自由な討議のもと、公正かつ適正に審議を尽くすとともに、市民に開かれた議会を目指すことを基本とする。

第２章　議会及び議員の活動原則

第3条　議会の活動原則
第4条　議員の活動原則

第３章 議会運営

第5条
委員会の運営

第6条
全員協議会

第7条
会派

第４章 市民と議会との関係

第8条
広報広聴の充実

第9条
情報の公開

第10条
市民参加の促進

第５章 市長等と議会との関係

第11条
議会への説明等

第12条
趣旨確認

第６章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備

第13条
専門的知見の活用

第14条
議会事務局

第７章　補則

第15条　条例の位置付け等
第16条　条例の見直し